明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三八）　一

〔告　示〕
○登記回復に関する件（法務二一五）　三
○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（厚生労働二七一）　三
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同二七二）　三
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同二七三）　四
○農薬を登録した件（農林水産一六四二、一六四三）　四
○農薬を再登録した件（同一六四四）　四
○農薬の登録が失効した件（同一六四五）　四
○保安林の指定をする件（同一六四六～一六五一）　五
○保安林の指定を解除する件（同一六五二～一六六七）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六六八～一六七〇）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一四三）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通九三四）　八
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一五八）　九
○道路に関する件（東北地方整備局一七七）　一〇
○道路に関する件（四国地方整備局六二）　一〇

〔国会事項〕　二

〔叙位・叙勲〕　二

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　三
通　運
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　二九
会社その他

府令

○内閣府令第三十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　略］ 三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） イ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（次条において「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合 ［ロ～ニ　略］	（検査課の所掌事務） **第二十三条**　検査課は、次に掲げる検査に関する事務（証券検査官等及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一・二　同上］ 三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。） イ　銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約相手方並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（次条において「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合 ［ロ～ニ　同上］